

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から43年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年5月まで

私たち夫婦は、仕事上の事情で何度も転居してきたが、娘が昭和40年生まれなので、ちょうど2歳くらいのころ、A市に新しい「B団地」ができ、その住宅ができた初期のころから住み始めた。確か42年5月ごろだと思うが、40歳代の女性の方が「A市の年金課の者です。」と言って訪問し、国民年金の説明を受けた。私も常々国民年金はかけておいた方が老後のために良いと思っていたので、すぐ応じて加入したことをよく記憶している。その人から、「さかのぼって前の分も払わないといけない。」と言われたので、夫婦そろって数か月分ずつ、確か3か月分から4か月分だったと思うが、B市に転居する43年5月の前の時期まで、36年にさかのぼって保険料を払い続けた。その支払いは、家計には結構痛手だったのでよく覚えている。途中から、30歳代の男性の集金人に代わったが、その人も市の職員だと言っていた。当時、集金が済むと領収書の代わりに年金手帳に丸いスタンプを押ししていた。その手帳はずっと保存していたが、あるとき、妻が整理し、もう保管する必要が無いだろうと思って処分してしまった。処分してしばらく後に年金問題が起り、大きく取り上げられたので、あの年金手帳を保管していればと、大変残念に思った。

申立期間の国民年金保険料について、加入したころからB市に転居するまでの間に、夫婦二人分を3、4か月分ずつ、さかのぼってまとめて集金人に払っていたと思うので、その期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の同手帳記号番号が昭和42年5月24日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人は、このころに加入手続を行ったものと推認できることから、申立期間のうち、40年4月から43年5月までの期間については、過年度納付（当時の取扱いにより、2年度さかのぼった年度の当初月から2年度分）及び現年度納付が可能な期間である。

また、申立人は、昭和42年5月ごろに国民年金に加入し、夫婦二人分の保険料を3、4か月分ずつ、さかのぼって納付したと主張しているところ、申立人夫婦は、国民年金保険料を当時の印紙検認方式で納付したことを具体的に記憶しており、国民年金手帳記号番号払出簿から申立人と同じ時期に同手帳記号番号が払い出された被保険者を調査すると、申立人が主張する団地に居住する被保険者を確認できる上、周辺地域の被保険者の中には、さかのぼって保険料を納付している例も多数確認できることから、申立人夫婦の主張内容には信憑性^{びよう}がある。

さらに、申立人夫婦は、申立期間後の昭和43年5月にB市へ転居し、転居後は国民年金保険料を納付していないものの、A市に居住していた時期には保険料を納付していたとしており、国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人が転居時に国民年金の住所変更手続を行ったとみられる記載が確認できることから、申立人の国民年金被保険者原票についても、住所変更の手続に伴い移管され、特殊台帳として保管される必要があったと考えられるが、現在、同被保険者原票の記録を確認することはできない。

加えて、オンライン記録には、過去に申立人に対して二つの誤った生年月日を含めて三とおりの生年月日が記録されていたことが確認できることから、申立人に係る記録管理に不備があったことがうかがえる。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から40年3月までの期間については、申立人夫婦が国民年金に加入したと推認できる42年5月ごろは第1回特例納付（45年7月から47年6月まで）の実施前の時期であり、当時、過年度納付が可能であった40年4月から42年3月までの期間を除いて、時効により保険料をさかのぼって納付することは、制度上できなかつたと考えられる上、申立人が当該期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間について保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から43年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から43年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年5月まで

私たち夫婦は、仕事上の事情で何度も転居してきたが、娘が昭和40年生まれなので、ちょうど2歳くらいのころ、A市に新しい「B団地」ができ、その住宅ができた初期のころから住み始めた。確か42年5月ごろだと思うが、40歳代の女性の方が「A市の年金課の者です。」と言って訪問し、国民年金の説明を受けた。私も常々国民年金はかけておいた方が老後のために良いと思っていたので、すぐ応じて加入したことをよく記憶している。その人から、「さかのぼって前の分も払わないといけない。」と言われたので、夫婦そろって数か月分ずつ、確か3か月分から4か月分だったと思うが、B市に転居する43年5月の前の時期まで、36年にさかのぼって保険料を払い続けた。その支払いは、家計には結構痛手だったのでよく覚えている。途中から、30歳代の男性の集金人に代わったが、その人も市の職員だと言っていた。当時、集金が済むと領収書の代わりに年金手帳に丸いスタンプを押していた。その手帳はずっと保存していたが、あるとき、私が整理し、もう保管する必要が無いだろうと思って処分してしまった。処分してしばらく後に年金問題が起こり、大きく取り上げられたので、あの年金手帳を保管していればと、大変残念に思った。

申立期間の国民年金保険料について、加入したころからB市に転居するまでの間に、夫婦二人分を3、4か月分ずつ、さかのぼってまとめて集金人に払っていたと思うので、その期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の同手帳記号番号が昭和42年5月24日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人は、このころに加入手続を行ったものと推認できることから、申立期間のうち、40年4月から43年5月までの期間については、過年度納付（当時の取扱いにより、2年度さかのぼった年度の当初月から2年度分）及び現年度納付が可能な期間である。

また、申立人は、昭和42年5月ごろに国民年金に加入し、夫婦二人分の保険料を3、4か月分ずつ、さかのぼって納付したと主張しているところ、申立人夫婦は、国民年金保険料を当時の印紙検認方式で納付したことを具体的に記憶しており、国民年金手帳記号番号払出簿から申立人と同じ時期に同手帳記号番号が払い出された被保険者を調査すると、申立人が主張する団地に居住する被保険者を確認できる上、周辺地域の被保険者の中には、さかのぼって保険料を納付している例も多数確認できることから、申立人夫婦の主張内容には信憑性^{びよう}がある。

さらに、申立人夫婦は、申立期間後の昭和43年5月にB市へ転居し、転居後は国民年金保険料を納付していないものの、A市に居住していた時期には保険料を納付していたとしており、国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人が転居時に国民年金の住所変更手続を行ったとみられる記載が確認できることから、申立人の国民年金被保険者原票についても、住所変更の手続に伴い移管され、特殊台帳として保管される必要があったと考えられるが、現在、同被保険者原票の記録を確認することはできない。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から40年3月までの期間については、申立人夫婦が国民年金に加入したと推認できる42年5月ころは第1回特例納付（45年7月から47年6月まで）の実施前の時期であり、当時、過年度納付が可能であった40年4月から42年3月までの期間を除いて、時効により保険料をさかのぼって納付することは、制度上できなかつたと考えられる上、申立人が当該期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間について保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から43年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

私の父親は、国民年金制度発足当初に私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付し続けてくれていた。結婚後、初めてそのことを知らされ、その時に父親は、「これからは、おまえが払いなさい。これを払い続けていけば、将来、国がきっと助けてくれる。」と言って、私に年金手帳を渡してくれたことを覚えている。その父親の気持ちを無にしないように、私自身が、結婚後に移り住んだA市の市役所で住所変更手続を行い、保険料も払い続けてきた。申立期間の3か月が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号の払出日は不明であるが、申立人の結婚前の住所地であるB市で払い出されたことが確認できる上、申立人は、制度発足当初の昭和36年4月から第3号被保険者資格を取得した61年4月までの期間に、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の前後の保険料を納付済みである上、申立期間の前後を通じて住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の3か月のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から50年3月までの期間及び51年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年12月から50年3月まで
② 昭和51年4月から52年3月まで

私は、住民票は異動していたが、居所は移動しておらず、訪問してくる集金人に、私の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を、申立人の妻が集金人に納付していたとしているところ、申立人の所持する納付組合長の受領印が押されている国民年金保険料預り証書によると、申立期間前後の期間の国民年金保険料を夫婦同一日に納付していることが確認できることから、申立人の主張の信ぴょう性がうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立期間①及び②については、夫婦共に未納と記録されているが、申立期間①の直前の昭和49年4月から同年11月までの期間について、申立人の所持する上記預り証書により、未納期間から納付済み期間へ訂正されていることが確認できることから、行政側において、申立人に係る国民年金記録の管理が適切でなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間以降の期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の保険料を納付していた申立人の妻の納付意識の高さがうかがえるところ、申立人の所持する納付書・領収証書によると、申立期間①及び②の間の昭和50年度の国民年金保険料について、夫婦同一日に過年度納付していることが確認できることから、申立人の妻が、現年度及び過年度納付が可能であった申立期間①及び②について、未納のままとするのは不

自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から50年3月までの期間及び51月4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年12月から50年3月まで
② 昭和51月4月から52年3月まで

私は、住民票は異動していたが、居所は移動しておらず、訪問してくる集金人に、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を、申立人が集金人に納付していたとしているところ、申立人の所持する納付組合長の受領印が押されている国民年金保険料預り証書によると、申立期間前後の期間の国民年金保険料を夫婦同一日に納付していることが確認できることから、申立人の主張の信ぴょう性がうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立期間①及び②については、夫婦共に未納と記録されているが、申立期間①の直前の昭和49年4月から同年11月までの期間について、申立人の夫の記録は、その夫の所持する上記預り証書により、未納期間から納付済み期間へ訂正されていることが確認できる上、申立人の当該年度の納付対象月が訂正されていることが確認できることから、行政側において、申立人夫婦に係る国民年金記録の管理が適切でなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の納付意識の高さがうかがえるところ、申立人の所持する納付書・領収証書によると、申立期間①及び②の間の昭和50年度の国民年金保険料について、夫婦同一日に過年度納付しているこ

とが確認できることから、申立人が、現年度及び過年度納付が可能であった申立期間①及び②について、未納のままとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫厚生年金 事案 1901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年1月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月1日から44年1月10日まで

申立期間は、B社で研修を受けた後、A社で継続して勤務した期間であり、同一企業に継続勤務しながら記録が無いことについて強い疑念を抱いている。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和44年1月10日に同社C社から同社D支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和43年3月の社会保険事務所（当時）の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明であると回答しているが、事業主から申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、昭和43年4月1日を資格喪失日として社会保険事務所へ届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その

後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 30 日から 38 年 7 月 22 日まで

私は、昭和 33 年 9 月 30 日から 38 年 7 月 22 日までの間、A社及びB社に勤務したが、社会保険庁（当時）の記録によると、39 年 7 月 4 日に脱退手当金を受給したとされている。

私は、当時、脱退手当金の制度を知らなかったにもかかわらず、脱退手当金を請求したとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 38 年 10 月 * 日に婚姻、改姓しており、その約 8 か月後に脱退手当金の支給決定がなされた記録となっているが、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人の氏名はいずれも変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金の支給決定日（昭和 39 年 7 月 4 日）より前に国民年金手帳記号番号の払出しを受け（39 年 6 月 29 日）、国民年金保険料を納付していることから、B社を退職後も公的年金を継続する意思があったと認められ、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

兵庫厚生年金 事案 1903

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和25年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月20日から同年12月1日まで

私は昭和21年9月4日にA社D工場に入社し、25年11月20日に同社C工場に異動となったが、退職する29年2月28日まで継続して勤務していたため、記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言等から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和25年11月20日に同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場に係る昭和25年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

兵庫厚生年金 事案 1904

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和30年9月25日）及び資格取得日（昭和31年8月15日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月25日から31年8月15日まで

A社に昭和30年5月1日に入社以来、37年に退職するまでの間継続して勤務していたが、11か月の空白があることに疑義がある。調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和30年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年9月25日に同資格を喪失後、31年8月15日に同社において同資格を再取得しており、30年9月から31年7月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社が保管する給与明細書及び複数の元同僚の証言により、申立人は、当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和30年8月のオンライン記録及び給与明細書から確認できる厚生年金保険料の控除額から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会

保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録のとおり資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年9月から31年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、昭和63年4月から平成元年7月までは36万円、同年8月から2年6月までは44万円、同年7月から3年5月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月1日から平成3年6月30日まで

私は、持病の悪化のため、平成3年にA社を退職した。退職後は、同社とは関わり無く、自身の標準報酬月額が引き下げられていたことについては、社会保険事務所から知らされるまで全く知らなかった。正しい記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、当初、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、昭和63年4月から平成元年7月までは36万円、同年8月から2年6月までは44万円、同年7月から3年5月までは53万円と記録されていたところ、同社が適用事業所に該当しなくなった日（平成5年5月26日）の後の同年6月16日付けで、昭和63年4月から平成3年5月までの期間に係る標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時同社の取締役であったが、平成3年6月30日に退任していることが確認できるところ、同社の元事業主が、「申立人は、退職後は会社とは関わりが無かった。同社は、社会保険料を滞納しており、申立人の標準報酬月額を減額訂正した。」と証言し、申立期間当時の元同僚も、「申立人は、退職後は会社とは関わりが無かった。」と証言していることから、標準報酬月額^{そきゅう}の訂正等について知り得る立場では無かったと考えられる。

これらのことから、平成5年6月16日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実^{そきゅう}に即したものと^{そきゅう}は考え難く、申立人について昭和63年4月にさかのぼって標

準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和63年4月から平成元年7月までは36万円、同年8月から2年6月までは44万円、同年7月から3年5月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年10月26日までの期間について厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を19年10月1日、資格喪失日に係る記録を20年10月26日とし、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年7月1日から20年10月ごろまで
私は、A社B工場に昭和17年6月1日から同月末日まで工員として勤務し、同年7月1日からは職員に切り替わり、D学校のE職として勤務した。その後、19年4月から20年10月までは会社に籍を置いたまま召集された。年金記録が17年6月分しか無いのはおかしいので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年10月26日までの期間については、C社が保管する人事記録から、申立人は7年7月から当該期間を含んで同社に在籍していたことが確認できる。

また、県が発行する軍歴証明書により、申立人が昭和19年4月25日に陸軍に召集され、20年10月26日に復員したことが確認できる。

一方、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者記録は17年6月1日に被保険者資格を取得し、同年7月1日に被保険者資格を喪失している。

しかしながら、昭和19年4月25日から20年10月26日までの期間は召集されていた期間であるため、当該期間において被保険者としての資格が無かったとは考え難いことから、申立人は復員時まで被保険者としての資格を有していたと認められる。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2の規定では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであると考えられる。

以上のことから、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年10月26日までの期間については、申立人は厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和17年7月1日から19年10月1日までの期間については、当該期間に施行されていた労働者年金保険法においては、男子の筋肉労働者のみが被保険者とされ、厚生年金保険法によって、一般職員が被保険者とされたのは19年10月1日からであるところ、i) 申立人は、「17年6月1日から同月末日まで工員として勤務し、同年7月1日からは職員に切り替わり、D学校のE職として勤務した。E職は、事務系の仕事であった。」と申し立てていること。ii) C社が保管する人事記録により、当該期間当時、申立人は同社D学校でE職であったことが確認でき、同社によると、当時のE職は事務系の仕事であったと思われるとしていること。iii) 同社が保管する人事記録において、19年5月1日から20年8月31日まで申立人と同様に同社D学校のE職であったことが確認できる元従業員は、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、19年6月1日(保険料徴収は同年10月1日)に被保険者資格を取得していることが確認できること。iv) 元同僚は、「私は、工場でFの仕事をしていた。15時くらいから工場の端にあったD学校で申立人から指導を受けていた。申立人は工場勤務ではなく事務所勤務であり、E職は事務系の労働者であった。」と証言していること等の理由により、申立人は労働者年金保険法による被保険者ではなかったものと認められる。

このほか、申立人が当該期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から労働者年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和17年7月1日から19年10月1日までの期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は12万9,000円、16年8月10日は12万4,000円、同年12月10日は12万1,000円、17年8月10日は12万6,000円、同年12月10日は12万3,000円、18年8月10日は9万5,000円、同年12月10日は10万4,000円、19年8月10日は10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年8月10日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年8月10日
⑤ 平成17年12月10日
⑥ 平成18年8月10日
⑦ 平成18年12月10日
⑧ 平成19年8月10日

A社は、申立人から平成15年12月10日、16年8月10日、同年12月10日、17年8月10日、同年12月10日、18年8月10日、同年12月10日及び19年8月10日に支給した賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険庁（当時）に申立人の当該保険料を納付していなかった。

その後、同社は、平成21年9月11日に、社会保険事務所（当時）に当該期間の賞与支払届を提出し、申立人の保険料を納付しようとしたが、納付す

ることができなかった。このため、申立人から控除した保険料が、年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された諸給与支払内訳明細書から、申立人に平成15年12月10日、16年8月10日、同年12月10日、17年8月10日、同年12月10日、18年8月10日、同年12月10日及び19年8月10日に合計8回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実が確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該諸給与支払内訳明細書から、平成15年12月10日は12万9,000円、16年8月10日は12万4,000円、同年12月10日は12万1,000円、17年8月10日は12万6,000円、同年12月10日は12万3,000円、18年8月10日は9万5,000円、同年12月10日は10万4,000円、19年8月10日は10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月11日に、申立期間に係る賞与支払届を提出している上、事業主によると、申立期間に係る保険料については、納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年8月10日は10万7,000円、同年12月10日は11万4,000円、18年8月10日は11万4,000円、同年12月10日は11万1,000円、19年8月10日は10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月10日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年8月10日
④ 平成18年12月10日
⑤ 平成19年8月10日

A社は、申立人から平成17年8月10日、同年12月10日、18年8月10日、同年12月10日及び19年8月10日に支給した賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険庁（当時）に申立人の当該保険料を納付していなかった。その後、同社は、平成21年9月11日に、社会保険事務所（当時）に当該期間の賞与支払届を提出し、申立人の保険料を納付しようとしたが、納付することができなかった。このため、申立人から控除した保険料が、年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された諸給与支払内訳明細書から、申立人に平成17年8月10日、同年12月10日、18年8月10日、同年12月10日及び19年8月10日に

合計5回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実が確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該諸給与支払内訳明細書から、平成17年8月10日は10万7,000円、同年12月10日は11万4,000円、18年8月10日は11万4,000円、同年12月10日は11万1,000円、19年8月10日は10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月11日に、申立期間に係る賞与支払届を提出している上、事業主によると、申立期間に係る保険料については、納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は18万円、16年8月10日は17万円、同年12月10日は16万5,000円、17年8月10日は16万5,000円、同年12月10日は19万9,000円、18年8月10日は17万1,000円、同年12月10日は15万9,000円、19年8月10日は16万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年8月10日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年8月10日
⑤ 平成17年12月10日
⑥ 平成18年8月10日
⑦ 平成18年12月10日
⑧ 平成19年8月10日

A社は、申立人から平成15年12月10日、16年8月10日、同年12月10日、17年8月10日、同年12月10日、18年8月10日、同年12月10日及び19年8月10日に支給した賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険庁（当時）に申立人の当該保険料を納付していなかった。

その後、同社は、平成21年9月11日に、社会保険事務所（当時）に当該期間の賞与支払届を提出し、申立人の保険料を納付しようとしたが、納付す

ることができなかった。このため、申立人から控除した保険料が、年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された諸給与支払内訳明細書から、申立人に平成15年12月10日、16年8月10日、同年12月10日、17年8月10日、同年12月10日、18年8月10日、同年12月10日及び19年8月10日に合計8回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実が確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該諸給与支払内訳明細書から、平成15年12月10日は18万円、16年8月10日は17万円、同年12月10日は16万5,000円、17年8月10日は16万5,000円、同年12月10日は19万9,000円、18年8月10日は17万1,000円、同年12月10日は15万9,000円、19年8月10日は16万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月11日に、申立期間に係る賞与支払届を提出している上、事業主によると、申立期間に係る保険料については、納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間（平成18年12月10日及び19年8月10日）の標準賞与額に係る記録を15万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月10日
② 平成19年8月10日

A社は、申立人から平成18年12月10日及び19年8月10日に支給した賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険庁（当時）に申立人の当該保険料を納付していなかった。その後、同社は、平成21年9月11日に、社会保険事務所（当時）に当該期間の賞与支払届を提出し、申立人の保険料を納付しようとしたが、納付することができなかった。

このため、申立人から控除した保険料が、年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された諸給与支払内訳明細書から、申立人に平成18年12月10日及び19年8月10日に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額

のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間（平成 18 年 12 月 10 日及び 19 年 8 月 10 日）の標準賞与額については、当該諸給与支払内訳明細書から、15 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 9 月 11 日に、申立期間に係る賞与支払届を提出している上、事業主によると、申立期間に係る保険料については、納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

A社は、申立人から平成15年12月10日に支給した賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険庁（当時）に申立人の当該保険料を納付していなかった。その後、同社は、平成21年9月11日に、社会保険事務所（当時）に当該期間の賞与支払届を提出し、申立人の保険料を納付しようとしたが、納付することができなかった。このため、申立人から控除した保険料が、年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された諸給与支払内訳明細書から、申立人に平成15年12月10日に賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実が確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該諸給与支払内訳明細書

から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月11日に、申立期間に係る賞与支払届を提出している上、事業主によると、申立期間に係る保険料については、納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は20万2,000円、16年8月10日は19万円、同年12月10日は18万5,000円、17年8月10日は18万5,000円、同年12月10日は19万9,000円、18年8月10日は12万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年8月10日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年8月10日
⑤ 平成17年12月10日
⑥ 平成18年8月10日

A社は、申立人から平成15年12月10日、16年8月10日、同年12月10日、17年8月10日、同年12月10日及び18年8月10日に支給した賞与から厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、社会保険庁（当時）に申立人の当該保険料を納付していなかった。その後、同社は、平成21年9月11日に、社会保険事務所（当時）に当該期間の賞与支払届を提出し、申立人の保険料を納付しようとしたが、納付することができなかった。このため、申立人から控除した保険料が、年金給付額に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された諸給与支払内訳明細書から、申立人に平成15年12月10日、16年8月10日、同年12月10日、17年8月10日、同年12月10日及び18年8月10日に合計6回分の賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実が確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該諸給与支払内訳明細書から、平成15年12月10日は20万2,000円、16年8月10日は19万円、同年12月10日は18万5,000円、17年8月10日は18万5,000円、同年12月10日は19万9,000円、18年8月10日は12万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月11日に、申立期間に係る賞与支払届を提出している上、事業主によると、申立期間に係る保険料については、納付していないとしていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

兵庫厚生年金 事案 1913

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月17日は23万円、16年12月10日は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成16年12月10日

私の年金記録では、平成15年12月と16年12月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA社に確認したところ、社会保険事務所(当時)へ賞与の届出を行っていないことが明らかになったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間に係る支給控除一覧表により、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する額の標準賞与額(申立期間①は23万円、申立期間②は50万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を行わなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

兵庫厚生年金 事案 1914

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

私の年金記録では、平成 16 年 12 月の標準賞与額の記録が無い。当時の勤務先であるA社に確認したところ、社会保険事務所(当時)へ賞与の届出を行っていないことが明らかになったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間に係る支給控除一覧表により、申立人は、申立期間について、その主張する額の標準賞与額(5万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を行わなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月17日は11万4,000円、16年12月10日は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成16年12月10日

私の年金記録では、平成15年12月と16年12月の標準賞与額の記録が無い。当時の勤務先であるA社に確認したところ、社会保険事務所(当時)へ賞与の届出を行っていないことが明らかになったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間に係る支給控除一覧表により、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する額の標準賞与額(申立期間①は11万4,000円、申立期間②は20万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を行わなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

兵庫厚生年金 事案 1916

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月17日は23万円、16年12月10日は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成16年12月10日

私の年金記録では、平成15年12月と16年12月の標準賞与額の記録が無い。勤務先のA社に確認したところ、社会保険事務所(当時)へ賞与の届出を行っていないことが明らかになったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立期間に係る支給控除一覧表により、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する額の標準賞与額(申立期間①は23万円、申立期間②は50万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を行わなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から57年3月まで

国民年金に加入していなかった私に、昭和57年の初夏に国民年金への加入の案内が届き、私の夫が加入手続を行ってくれた。その時、夫は、私が国民年金保険料を納付していなかった結婚後の期間である40年11月から57年3月までの保険料である28万7,000円を何とかやりくりして郵便局で納付してくれた。

夫が私に28万7,000円と書かれた国民年金保険料の領収書を見せながら、「これで、将来は人並みの年金がもらえるようになる。」と言ってくれたことを記憶しているのに、この期間の年金記録が無いと言われても納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年の初夏ごろに国民年金の加入及び結婚後の未加入期間であった申立期間の保険料を納付することを勧める案内が届いたことを契機に、申立人の夫がA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料として28万7,000円を郵便局で納付したと主張しているところ、申立人は、57年4月19日に任意加入被保険者として資格を取得したことが確認でき、任意加入被保険者は、過去にさかのぼって未加入期間の保険料を納付することができない上、このころに特例納付は実施されていない（第3回特例納付の実施時期は53年7月から55年6月までであり、以降特例納付は実施されていない。）ことから、制度上、申立期間の保険料を一括して納付することはできない。

また、申立人が納付したとする金額は、第3回特例納付により保険料を納付できた場合の保険料額とも大きく乖離^{かいり}している。

さらに、申立人及びその夫は、国民年金の加入手続をA市役所で行ったと主張しているが、同市B地区は、申立人が加入手続を行った時期より後の昭和61年11月に同市C地区から分区されており、申立人及びその夫の記憶は曖昧である。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から42年3月まで

私は、平成21年に年金の裁定請求を行ったところ、昭和40年6月から42年3月までの期間が未納となっていることが分かった。

しかし、国民年金及び国民健康保険の加入手続については、昭和40年6月に会社を退職した際、A町役場(当時)に赴いて自身で行った記憶があり、申立期間の国民年金保険料は地区の役員が各戸に集金していたところ、父親の納付記録が確認できることから、父親が私の保険料を納付しないとは考えられない上、今までの年金記録の照会では、未納となっていることは知らされておらず、社会保険事務所(当時)の年金記録に納付できないので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年6月に会社を退職後、役所に赴いて自身で国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、42年6月23日に払い出されていることが確認でき、40年6月に加入手続を行ったとしている申立人の記憶と相違する。

また、申立人は、申立人の父親が地区の集金人に国民年金保険料を納付したとしているところ、上記払出しの状況から、申立期間の同保険料は、過年度保険料として納付が可能であるが、B市役所C支所によると、当時の集金人は、同保険料のうち現年度保険料のみ収納していたとしていることから、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付できたとは考え難い。

さらに、申立人及びその父親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月から同年5月までの期間及び同年6月から59年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年3月から同年5月まで
② 昭和57年6月から59年2月まで

昭和57年3月に結婚のため退職し、直ちに国民年金に加入した。母親が国民年金保険料を納付していたため、私も加入しなければいけないと思っていた。

記録では、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和57年3月21日で、国民年金の加入日が59年3月21日となっているが、月日が全く同じで年だけ違っている。当時は手書きだったため間違っ^てて転記されたのではないか。記録の管理が正しくなされていないと思うので、詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の同手帳記号番号は、婚姻後の昭和59年3月21日に払い出されており、申立人は、このころに初めて国民年金に任意加入したものと推認される^{ところ}、任意加入被保険者である申立人にとっては、申立期間②は保険料を遡^{とぎゅう}及して納付できない期間であるとともに、申立期間①についても未加入期間とされていることから、申立期間①及び②共に申立人に対して納付書が発行されておらず、申立人が当該期間に国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人は、昭和57年3月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、国民年金の資格取得日は59年3月21日ではなく、57年3月21日の誤記であると主張しているが、申立人は同年3月当時、A市B地区に居住していたため、同時期に加入手続を行ったとすれば、同地区を管轄するC社会保険事務所(当時)で発行された「*」で始まる国民年金手帳記号番号

が払い出されたはずであるが、これに該当する別の同手帳記号番号は見当たらない上、上記のとおり、申立人に対して59年3月に、当時、申立人が居住していた同市D地区を管轄するE社会保険事務所(当時)で発行された「*」で始まる同手帳記号番号が払い出されており、申立人の主張内容には信ぴょう性が認められない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私の国民年金の加入手続は、母が行ってくれた。その後、保険料の納付は、私が市役所の窓口で行っており、国民年金に加入して以降、保険料はすべて納付済みである。当時の納付は、手帳ではなく当初から簡単な印刷の用紙に月別の領収印が押してあり、4枚あったと記憶している。申立期間の領収書は、保険料を納付した時にもらっていたが、昭和40年9月に支払いのため市役所へ出向いた時、市役所担当者が、申立期間の記録を漏れなく転記し市役所で保管するからとの理由により、すべて取り上げてしまった。その時から今日まで、市から領収書の返却はない。私は、市当局は間違いなく公正な処理をしてくれるものと信じて渡したが、申立期間の36年4月から40年3月までは完納であるので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度創設当初に、申立人の母親が国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、前後の任意加入被保険者の加入状況から昭和40年9月ごろと推認され、申立人が所持する年金手帳の発行日とほぼ一致する上、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されたことうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付については、年金手帳は使用せず、納付書により市役所で納付したとしているところ、申立期間当時の同保険料の納付方法は印紙検認方式であり、年金手帳を使用して納付することから、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人に対する国民年金手帳記号番号の払出しの状況から、申立期間のうち昭和36年4月から38年6月までの期間の国民年金保険料については、

時効により納付することはできない期間である上、同年7月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、過年度保険料として納付が可能な期間であるが、申立人には、さかのぼって納付したとする記憶は無く、過年度保険料は市役所で納付することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から47年3月まで

私は、「ねんきん特別便」が届いたので、社会保険事務所(当時)に年金記録の照会をしたところ、昭和45年1月から47年3月までの保険料が未納であるという回答があった。国民年金の加入手続及び保険料納付については、会社を退職後、45年1月に自らA市役所へ赴いて夫婦共に手続を行った上、2、3か月ごとに訪問してきた集金人に、夫婦二人分の保険料を納付したのに、納付記録が無いということに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和45年1月に、A市役所において夫婦共に国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は47年7月7日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立人が所持している年金手帳の発行日(47年8月28日)とほぼ一致することから、このころに国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立人の主張と相違する。

また、申立人は、昭和45年1月以降の国民年金保険料を、夫婦共に集金人に現年度納付したとしているが、同保険料の納付を行うには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要となることから、同年1月ごろに、申立人に対し、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を集金人に納付できたとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、預金通帳等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から49年3月まで

私は、昭和49年2、3月ごろ、同じ団地の住民から「年金を掛けよう。」と誘われて、一緒にA市役所B支所で手続を行い国民年金に加入した。窓口で女性の職員から、「43年に国民年金に加入した記録があるので、今2万円前後支払えば、さかのぼって記録を繋ぐことができる。」と言われた。私は夫と相談し、翌日、同支所の窓口で保険料を支払い、領収書もらった覚えがある。しばらくして、自宅に来た集金人から新しいベージュ色の国民年金手帳を渡され、その後、保険料を納付するごとに集金人がその手帳に領収書をホッチキスで留めてくれていた。

平成7年ごろ、国民年金手帳（昭和49年11月29日発行）に記録が付いていなかったため、私の年金記録について市役所で調査してもらったところ、昭和60年からの納付記録しか無く、それまでの記録が抜けていた。職員から国民年金手帳を持って窓口に来るようにと言われ、後日、B支所の窓口で同手帳を持参したところ、49年4月から61年3月までの記録は復活されたが、領収書が無かった43年10月から49年3月までの記録は訂正されなかった。自宅を探し回り、何度も、B支所や社会保険事務所(当時)に足を運んだが、「領収書が無ければ記録は訂正できない。」と言われてきた。

平成17年12月にC社会保険事務所(当時)で非常勤の国民年金推進員として採用されたが、応募書類として、履歴書と「D」という題名の(私自身の申立内容のことを記載した)作文を提出した。面接を担当していた課長がすぐに調べますと言ってくれたが、何の回答も無く今日に至っている。国民年金手帳には資格取得欄に昭和43年10月30日と記入されていたので、申立期

間が抜けていることを疑うことすらなかった。あまりにずさんで、役所を信用していたことを後悔している。調査して、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年2、3月ごろに申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、43年8月23日に払い出されており、このころに国民年金に加入したものと推認される^{そきゅう}ところ、申立期間は任意加入被保険者であったため、当該期間について遡^{そきゅう}及して保険料を納付することはできない期間となる上、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料としてまとめて2万円前後を納付したと主張しているが、同時期に当該期間の同保険料を過年度納付及び特例納付により遡^{そきゅう}及して納付した場合、約5万2,000円が必要となり、申立人が主張する金額と大きく乖^{かいり}離する。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年12月まで

昭和40年1月に結婚のため、A県からB市に来て、市役所で国民年金の加入手続を行ったところ、強制的にさかのぼって国民年金保険料を支払うように言われ、何も逆らうこともできず、言われるままに保険料を支払った。ところが、年金を受給する時に加入記録を確認してもらったところ、さかのぼって納付した期間が、未納とされていることが分かり、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年1月にB市へ転居した際、国民年金の加入手続を行った日に、申立期間の国民年金保険料を一括で納付したとしているところ、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、40年2月3日に発行されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入時期は主張と符合しているが、その時点において、申立期間の一部は、時効により納付することができない。

また、上記の国民年金手帳が発行された時点において、さかのぼって国民年金保険料の納付を行った場合、申立期間のうち、昭和39年4月以降の期間は現年度保険料であり、印紙検認方式により収納されていたところ、申立人の所持する同手帳の昭和39年度の国民年金印紙検認記録欄を見ると、39年4月から同年12月までが空欄となっていることが確認できることから、当該期間の国民年金保険料の納付が行われていたとは考え難い上、納付書により一括納付したとする、申立人が主張する納付方法とも相違する。

さらに、申立人は、申立期間の具体的な納付金額等についての記憶があいまいである上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1917

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 1 日から 43 年 9 月 21 日まで

私は、昭和 39 年 2 月 1 日に A 社に事務員として入社し、43 年 9 月 21 日に花嫁修業のため退職したが、退職後、社会保険事務所（当時）に脱退手当金受給の手続に行ったところ、届出印と持参した印が違うとのことで受給できず現在に至っている。

その後、ねんきん特別便で受給記録があることを知り、受給した覚えが無いので、記録確認の申立てをした。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「退職後、脱退手当金を受け取りに社会保険事務所に行ったが、印鑑が異なっていたことから受給できず、その後、受給していない。」としていることから、脱退手当金の請求手続がなされたことは明らかであり、日本年金機構 B 事務センターでは、「当時の事務手順では、脱退手当金の支払後に被保険者原票に「脱」の記載をしていた。」としているところ、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 43 年 9 月の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の支給要件を満たす者 11 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、7 人について支給記録が確認でき、7 人全員の同被保険者原票に「脱」の表示が確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 11 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1918

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 15 日から 36 年 3 月 22 日まで
② 昭和 36 年 3 月 22 日から 41 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 4 月から 41 年 9 月までの間、A 社及び B 社において勤務していたが、社会保険庁(当時)の記録によると、その間の厚生年金保険の被保険者期間に係る脱退手当金を 42 年 4 月 12 日に受給したとされており、納得できない。

また、退職後の昭和 42 年 3 月 26 日に国民年金の加入手続を行ったと記憶しており、厚生年金保険の脱退手当金の請求を行うために社会保険事務所(当時)に赴くということは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 8 か月後の昭和 42 年 4 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、B 社を退職後、すぐに国民年金の加入手続を行ったとしているところ、オンライン記録によると、昭和 42 年 3 月から国民年金保険料を納付していることが確認できるものの、申立人の国民年金手帳記号番号は 48 年 4 月 10 日に払い出されており、申立人の国民年金被保険者台帳によると、42 年 3 月から 45 年 3 月までの期間は特例納付により保険料を納付していることが確認できることから、申立人は、当該事業所を退職後、48 年 4 月に国民年金に加入するまでの約 7 年間、いずれの年金にも加入しておらず、公的年金を継続する意思があったとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1919

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 17 日から 35 年 3 月まで

私は、昭和 34 年 5 月ごろA社に入社し、同社が経営していたB店でC係として 35 年 3 月ごろまで勤務したが、同社での厚生年金保険被保険者記録が 1 か月しか無いのは納得できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 34 年 5 月ごろA社に入社し、同社が経営していたB店でC係として 35 年 3 月ごろまで勤務した。」と主張している。

しかし、A社では、「申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の勤務状況や厚生年金保険の届出状況は分からない。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者資格を有する元従業員のうち 8 人に対して聞き取り調査したところ、一人が「申立人と一緒にB店で勤務した。」と証言しているものの、申立人の勤務期間について明確な証言は得られず、残りの 7 人は、「申立人の名前は知らない。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない。

また、上記の被保険者名簿によると、申立人は昭和 34 年 8 月 17 日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる上、被保険者資格の喪失時に健康保険証が社会保険事務所(当時)に返却されたことを意味する「証返」のゴム印が押されていることが確認できる。

さらに、申立人は「自分がA社に係る被保険者資格を喪失したころ、事業所名がD社に変わったように思う。」としているところ、A社の事務担当者は、「当社は大正時代の創業以来、社名を変えたことはない。」と回答しており、申立人を記憶する上記の元同僚も「申立期間当時に社名変更があったことは聞

いたことがなく、D社と言う会社も知らない。」としている上、B店の所在するE市において、D社という適用事業所は無く、所在地を管轄する法務局も、「該当する法人に係る商業登記は無い。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1920

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月1日から38年6月1日まで

私は、昭和33年4月にA社B事業所の下請業者であるC社(35年4月からD社)に入社した。33年6月から正規社員となり、その時から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるのに、申立期間の厚生年金保険の記録が抜けている。また、私の記憶にある同社の元同僚4人に厚生年金保険が適用されている記録があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録によると、申立人のD社における同保険の資格取得年月日は、昭和36年4月1日、離職日は40年4月30日であることが確認できることから、申立期間のうち、36年4月1日から38年6月1日までの期間については、申立人が当該事業所で勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が記憶する元同僚4人のうち連絡のとれた1人(残りの3人のうち2人は既に死亡、1人は当該事業所に係る被保険者記録なし。)、及び申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を有する元従業員のうち9人に照会したところ、申立人が記憶する元同僚1人を含む7人が申立人のことを記憶しているものの、いずれの者からも申立人の勤務期間についての明確な証言は得られない。

また、当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、当時の事業主及び事務担当者も既に死亡しているため、当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した元従業員のうち4人が、「自分の入社日は、厚生年金保険の資格取得日より前であり、その間の厚生年金保険被保険者記録が無い。」とそれぞれ証言

している。

これらのことから判断すると、当該事業所では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1921 (事案 581 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 11 月 25 日から 20 年 8 月 15 日まで

私は、昭和 15 年 4 月から A 社 B 工場において勤務していたところ、当時、日本国として取り扱われていた C 国 D 郡に建設中であった E 工場を立ち上げるため、17 年 11 月から会社の命を受け現地に転勤した。

その後、昭和 20 年 6 月中旬に現地において徴兵され、実戦すること無く終戦を迎え帰国したが、C 国においては、A 社の社員としての身分が保障された上で従事していたにもかかわらず、社会保険庁（当時）は、外地における従事者の場合、厚生年金保険法を適用しないとし、私の E 工場における厚生年金保険の記録を無いものとして取り扱っていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間において E 工場勤務していたことは推認できるものの、i) A 社 B 工場に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、昭和 17 年 2 月 1 日付けで労働者年金保険被保険者資格を取得（同年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間は準備期間）しているものの、同年 11 月 25 日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できること、ii) 社会保険庁によると、厚生年金保険法（19 年 5 月 31 日以前は、労働者年金保険法）は、「内地」である日本国内に限って適用し、当時、日本として取り扱われていた C 国であっても「外地」として取り扱うこととしていた上、「内地」の事業所に在籍した上での出向でない限り、厚生年金保険法を適用しないこととされていたとしていること、iii) 申立人が E 工場の元同僚として記憶する従業員についても、厚生年金保険被保険者台帳の記録によると、申立人同様、17 年 2 月 1 日付けで A 社 B 工場における労働者年金保険被保険者資格を取得しているものの、申立人より約 3 か月早く、同年 8 月

24日付けで被保険者資格を喪失しており、同社B工場における在籍者として取り扱われてはいなかったことがうかがえることを理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年4月30日付けで通知が行われている。

申立人は今回、自身の父親も同様にE工場に転勤したと申し立てているところ、上記の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の父親は、申立人同様、昭和17年2月1日付けでA社B工場における労働者年金保険被保険者資格を取得しているものの、申立人より約4か月早く、同年7月15日付けで被保険者資格を喪失しており、同社B工場における被保険者としては取り扱われていなかったことが確認できる。このため、申立人の当該申立ては、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1922

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月1日から31年3月1日まで
A社では昭和30年8月1日に仕事を辞めたことになっているが、31年3月1日まで勤務していた。調査の上、厚生年金保険被保険者記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、A社が管轄するB事業所に昭和31年3月1日まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社に関する事務は、現在、C防衛局に継承されているが、同局では労務台帳等人事記録に関する資料が無いため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後に厚生年金保険の資格を有している約150人のうち所在が確認できた15人に申立人の勤務実態についての照会を行い、13人から回答を得たものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の控除について確認することができない。

さらに、上記の回答があった者のうち、申立人と業務内容が同じであった二人の元従業員の資格喪失日は、上記名簿により、申立人と同じ昭和30年8月1日であることが確認できることから当該喪失日について聴取したが、「当時のことはよく覚えていない。」との供述しか得られなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1923

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月 1 日から 62 年 9 月 30 日まで

私は、A社に昭和 61 年 7 月から 62 年 9 月まで勤務した。主に窓口でB業務やC業務等をしていた。雇用保険には、入れてもらったが、厚生年金保険の記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立てに係る事業所に昭和 61 年 7 月 7 日から 62 年 9 月 30 日まで勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、当時の経理事務担当者の連絡先も不明である上、現在の事業主は、「社会保険労務士事務所にも確認してみたが、当時のことは分からない。」としており、厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立期間当時、当該事業所において、厚生年金保険被保険者資格を有する複数の元従業員に照会したところ、回答のあった 8 人のうち 3 人が申立人のことを記憶していたものの、このうちの一人は「申立人は、厚生年金保険に加入しないパート職員だった。」と証言しており、別の元同僚も、「パート職員は、厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間当時、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1924

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 6 日まで
私はA社B事業所を退職後も働くつもりだったので、脱退手当金は貰^{もら}っていないはずである。いつ、どこへ支払ったか調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した前後約4年程度（昭和31年8月から40年7月まで）の期間に同資格を喪失し、脱退手当金の支給要件を満たす女性被保険者25人について調査したところ、当該事業所に係る資格喪失日の13日後に別事業所で資格取得した一人を除く24人全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち21人（申立人を含む。）について資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、同事業所は、「資料は無いが、他事業所における取扱い状況から考えると、同事業所においても、脱退手当金の代理請求手続や代理受領を行っていたものと思われる。」と回答しており、申立人とほぼ同時期に当該事業所に係る被保険者資格を喪失し、脱退手当金の支給記録がある元従業員二人も、「会社が脱退手当金の請求手続をした。」と証言していることから、申立期間の脱退手当金については、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和36年9月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当

金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 12 月 27 日から 31 年 8 月 23 日まで
ねんきん特別便を見たところ、A社で勤務していた期間の途中から、厚生年金保険の加入記録が途切れていることが分かった。
調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A社において継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、オンライン記録により、申立期間当時、A社において厚生年金保険に加入していることが確認でき、住所が判明した元従業員 22 人に対して申立人の勤務実態について照会したところ、17 人から回答があったものの、申立人が申立期間に同社で勤務していたとする証言は得ることができず、申立期間における申立人の勤務実態について確認することができない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間中の昭和 31 年 6 月に、同社の全被保険者 118 人中 99 人が厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、その理由について、複数の元従業員が、「同年 6 月ごろ、同社が倒産したためである。」と証言している。

さらに、上記の元従業員 17 人のうち 15 人は、「自身の退職日と厚生年金保険被保険者資格の喪失日が一致する。」と供述している（残り二人は、「覚えていない。」と供述）。

加えて、A社の事業主は、連絡先が不明であり、申立期間当時の申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

なお、申立人は、「A社を退職後、次にB社に入社した。しかし、年金記録によると、同社における厚生年金保険加入期間の前に他社における同加入期間

が1か月間あり、不審に思う。」と主張している。このことについて、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、当該期間（昭和31年8月23日から同年9月16日まで）は、申立人はC社における被保険者であることが確認できる上、同社は、後にB社に社名を変更していることが、元従業員（C社とB社で厚生年金保険被保険者記録有り。）の証言によりうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 1 日から 36 年 7 月 26 日まで

私は、体調不良のため、昭和 36 年 7 月に実家に戻り療養していた。回復したら、若い友人を募って連れて戻ってくるよう、社長から頼まれたため、4 歳年下の友人を 3 人連れて戻り、37 年 7 月に復職した。あくまでも療養していたのであって、退職した覚えは無く、脱退手当金を支給されるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 36 年 12 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が申立期間に係る被保険者資格を喪失した前後約 2 年程度（昭和 34 年 5 月から 38 年 8 月 25 日まで）の期間内に A 社に係る被保険者資格を喪失した女性従業員について脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給要件を満たす 8 人全員（申立人を含む。）が、資格喪失日から 1 年以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、このうち二人は支給決定日が同一日であることから、当該事業所においては、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていたことがうかがえる。

さらに、申立人は、「申立期間の脱退手当金が支給された昭和 36 年 12 月ごろは、体調不良のため実家に戻り療養していた時期であり、退職しておらず、脱退手当金が支給されるはずがない。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立人は昭和 36 年 7 月 26 日に A 社に係る被保険者資格を喪失してい

ることが確認できる上、申立期間の脱退手当金の支給決定日から約6か月後の37年7月1日に、再度、同社において被保険者資格を取得していることが確認できるところ、同資格を再取得した際の被保険者番号は、申立期間の被保険者番号とは異なっていることから、申立人は、36年7月に同社の退職に伴い同資格を喪失した後、同年12月に脱退手当金を受給し、37年7月に同社への復職により再度同資格を取得したと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、「昭和37年7月に年下の友人3人を連れて復職した。」としているところ、A社に係る被保険者名簿によると、申立人が復職時に連れて戻ったとする当該友人3人のうち、2人の被保険者資格取得日は申立期間中の35年6月1日であり、残る1人の同資格取得日も申立期間中の36年4月1日であることが確認でき、申立人の主張と一致しない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1927

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月 1 日から 21 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 20 年 10 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に就職し、21 年 10 月 1 日に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A 社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、B 社が保管する申立期間当時の辞令簿により、申立人は昭和 20 年 12 月 17 日に雇用され、同日から当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B 社は、「申立期間当時の資料は辞令簿しか残っておらず、厚生年金保険料の控除等が確認できる資料が無いために当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、連絡先の判明した元従業員一人は、「申立人を記憶しているが、勤務期間は分からない。」と証言している上、申立人が記憶する元同僚 3 人は、「申立人と一緒に勤務した記憶は無い。」と証言しており、申立人が申立期間に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

さらに、上記の辞令簿において、申立人と同時期の昭和 20 年 11 月 1 日から 21 年 2 月末までの期間に、雇用、復職又は任命の辞令を受けている元従業員 15 人（申立人を除く。）について、辞令の発令日と A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の資格取得日を比較すると、15 人全員が申立人と同日の 21 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことから判断すると、A社は、申立期間当時、一定期間内に採用した者を昭和21年3月1日にまとめて厚生年金保険に加入させるを行ったと考えられる。

なお、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、当該事業所においては昭和20年5月1日に二人が被保険者資格を取得して以降、21年3月1日までの間に新たに被保険者資格を取得している者は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 12 月 20 日から 36 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 12 月 20 日に、A 県 B 事業所（現在は、A 県 C 事業所）に臨時職員として雇用された。当時 16 歳で夜間高校に通学していた私に、上司が、「給料が安いのに厚生年金保険料を納めると更に手取りが少なくなるが、後で助かるから加入した方がいい。」と助言してくれたので、私は、厚生年金保険に加入し、給与から保険料を控除されていた。

その後、私は、夜間高校を卒業し、公務員試験に合格して正規職員になったが、臨時職員だった間は、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、この期間の年金記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 県 C 事業所が提出した A 県 B 事業所の人事記録によると、申立人が、申立期間のうち昭和 32 年 6 月 1 日から 36 年 3 月 1 日までの期間において臨時の C 職であった旨の記載があることから、当該期間においては、申立人の在籍を確認することができるが、32 年 6 月 1 日より前の期間について、同事業所は、「人事記録は保管していない。」と回答しており申立人の勤務実態を確認できない。

また、A 県 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日（新規適用日）は昭和 35 年 4 月 1 日であり、同日より前の期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、上記名簿によると、当該事業所において、申立期間のうち昭和 35 年 4 月 1 日（新規適用日）以後に厚生年金保険被保険者資格を取得している者は 3 人のみであることが確認できる上、同名簿の健康保険番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

加えて、正規職員であったとする元同僚二人は、「厚生年金保険に加入していない者の給与から厚生年金保険料を控除しても、社会保険事務所（当時）に納付することはできないので、役所が当時そのような控除を行ったとは考えられない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 8 月から 33 年 6 月まで
② 昭和 34 年 6 月から 35 年 9 月 1 日まで

昭和 32 年 8 月に A 社に入社し 33 年 6 月まで働いた。同年 12 月に結婚し、34 年 6 月に再度 A 社に入社し、35 年 8 月まで勤務した。同年 3 月ごろに A 社の健康保険証で妻は産婦人科にかかっている。調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②について、A 社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、当時の事業主は既に死亡しており、当時の資料も確認できないことから、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を有している 125 人のうち、所在が確認できた 17 人に申立人の勤務実態についての照会を行い、16 人から回答を得たものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言や証拠は得られない。

さらに、申立人は、申立期間中の同僚として 3 人の元従業員を記憶していたものの、そのうちの二人については、A 社において被保険者記録が確認できないことから、申立期間当時、当該事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間①について、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、A 社における被保険者記録の記載は無く、当該期間前の別事

業所における被保険者記録のみであることが確認できる上、申立期間②については、当該期間直後に同事業所において被保険者資格を取得した際に、新しく厚生年金保険記号番号を取得しているところ、当該年月日は昭和 35 年 9 月 1 日であることが確認でき、同記号番号払出簿に不自然な点は見られない。

一方、申立人は、「昭和 35 年 3 月ごろに A 社の健康保険証で妻は産婦人科にかかっている。」と主張しているが、申立人は診療を受けた病院名を記憶していないことから、病院に対して照会を行うことができず、使用したとする健康保険証について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 1 日から 36 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 7 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に入社したが、年金記録では、36 年 3 月 1 日に厚生年金保険に加入したことになっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間において、A 社に在籍していたことは推認できる。

しかし、二人の元同僚が、「当初は C 職員として A 社に入社し、後に同社の正社員となった。」と証言しているところ、オンライン記録によると、いずれの元同僚も、正社員となったとする時期から同社において厚生年金保険に加入していることが確認でき、このうちの一人は、「申立人は、昭和 35 年 7 月に C 職員として入社し、翌年には正社員になったのではないか。」とも証言している。これらのことから判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険に加入しない C 職員として同社で勤務していたことがうかがえる。

また、B 社は、「申立人の申立期間における勤務形態、厚生年金保険の加入状況については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1931 (事案 51 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 21 日から同年 12 月末まで

昭和 31 年 3 月に高校を卒業した後、A 社に他の二人とともに入社した。1 か月から 2 か月の研修の後、私だけが関連会社の B 社に派遣され、住み込みで働いた。祭が終わった 7 月から 9 月の間に、病気にかかり、健康保険証を使って手術を受けたことを覚えている。31 年 12 月まで勤務し、同年 12 月末には一時金ももらった。厚生年金の加入期間が同年 8 月 21 日で終わっていることに納得できない。再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間について B 社で勤務していたことは推認できるものの、i) 申立人に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料等は無く、元同僚からも証言を得ることはできないこと、ii) 社会保険事務所(当時)の B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和 31 年 8 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格喪失となっており、申立人と同様に同年 12 月末まで一緒に勤務していたと記憶している元同僚も、同年 9 月 1 日から 32 年 1 月 1 日までの間に順次同資格を喪失していることが確認できる上、同社が同日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることも確認できること等を理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 20 年 6 月 2 日付けで通知が行われている。

申立人は、申立期間終期の昭和 32 年 2 月までを 31 年 12 月末までと短縮した上、今回新たに、同月末に一時金をもらったとして再度申立てを行っているが、一時金の支給名目や支給額についての明確な記憶は無く、関連資料等も見当たらない。

このため、申立人の一時金に係る主張を、申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを推測させる関連資料と見なすことはできないことから、これを委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1932

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から同年10月1日まで

昭和28年4月1日から同年9月30日まで、商店街のA業を営んでいたB店（現在は、C社）のD市場の店舗でE職として勤務した期間の年金記録が空白である。大規模な個人商店であったので、厚生年金保険に加入していたのではないかと思われる。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

B店の後身であるF社の代表取締役であり、現在のC社の取締役である元同僚の一人は、「申立人がB店のD市場の店舗において数か月間E職として勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間ごろにB店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B店が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できず、オンライン記録によると、B店の後身であるG社は、昭和31年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、上記の元同僚は、「B店の創業は、昭和25年から26年であり、申立期間当時は個人事業所であった。私は、28年4月に入社したが、後にG社として法人となるまでは社会保険には加入していなかったため、厚生年金保険料も控除されていなかった。」と証言している。

また、C社は、「昭和39年以前のことについては資料が無く不明である。」と回答している上、申立期間当時の給与事務担当者は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無については確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料は無く、ほかに申立人の給与から

厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 3 月 1 日から 33 年 5 月 1 日まで

亡父は、A社に昭和*年の創業時から継続して勤務していたにもかかわらず、ねんきん特別便を見ると、26年3月1日から33年5月1日までの期間、厚生年金保険の加入記録が欠落している。なぜ記録が欠落しているのか、相続人として調査を希望する。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の同僚(申立期間当時におけるA社の取締役の親族)の証言及び同社が提出した昭和28年5月21日の取締役会決議録に申立人の氏名が記載されていることから、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和25年11月1日にB市で厚生年金保険の適用事業所となったが、26年3月1日(申立期間の始期)にC市への移転に伴い適用事業所ではなくなり、33年5月1日(申立期間の終期)に新たに適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間当時におけるA社の取締役も、昭和26年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、33年5月1日に同資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社が二度目に厚生年金保険の適用事業所となった昭和33年5月1日ごろに厚生年金保険被保険者資格を取得した元従業員4人に申立人の勤務実態について照会を行ったところ、3人から回答を得たが、申立人の厚生年

金保険料の控除について具体的な証言を得ることはできない。

加えて、A社は、「関係資料も残っておらず、当時の状況を知る者もない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての証言を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。